

氏名	なかむらこうじ 中村浩爾
学位(専攻分野)	博士(法学)
学位記番号	論法博第161号
学位授与の日付	平成18年9月25日
学位授与の要件	学位規則第4条第2項該当
学位論文題目	民主主義の深化と市民社会

——現代日本社会の民主主義的考察——

論文調査委員	(主査) 教授 亀本 洋	教授 服部 高宏	教授 小野 紀明
--------	-----------------	----------	----------

### 論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、戦後民主主義、とくに1990年代以降の日本の民主主義を主たる考察対象としながら、その変容と深化を、第一に民主主義と主体形成、第二に民主主義の基盤、第三に民主主義と法ないし法思想という三つの大項目のもとに、スポーツ、労働組合、家族、市民運動、弁護士制度と実践といった具体的諸場面に着目しつつ、正確に認識すると同時に、実践からの反作用も考慮に入れて、民主主義の定着および深化の理論の構築をめざすものである。

民主主義と主体形成という論点に関しては、fraternitéという同一の語をさすにもかかわらず、「博愛」と「友愛」とは、前者がブルジョア的、後者が連帯と結びついた平等寄りの観念である点で微妙に異なることが、社会理論ないし歴史学上の諸理論を参照し、労働、学校、家族の現場に目を向けることを通じ、明らかにされる。著者の見解の独自性は、競争を自由原理と、協同を平等原理と結びつけてきた従来の通説的見解を批判し、両原理をいわば止揚し、別次元にある原理として友愛原理を捉え直した点にある。市場における競争が自由原理だけでは捉えきれないことの指摘や、ある共同保育所の実践から出てきた「できないを認めあう」(共同作業において、自分や家庭の事情などから、できないことはできないと遠慮せずに率直に言い、そして相手もそれを理解し認めるということ)という協同原理への注目は、そのような友愛原理の位置づけの帰結の例である。

具体的場面として、民主的主体形成の観点から、とくに青少年スポーツの現状が批判的に検討される。そこでは、まずスポーツをしない自由を認め、次に、スポーツをしたい者に対してはすべてその機会を与え、そして、それは必然的に弱者も楽しめるものでなければならない、と主張される。結論的に、近代スポーツの競争性を弱め、それが「運動文化」へと発展すべきものであること、そして、そこにおける「あそび」の要素の重要性が説かれる。社会体育事故に対する不法行為的構成と契約的構成が日独の法理論を参照しつつ比較検討され、いずれの構成に与するにせよ、中間団体のなかでの自己決定の尊重という視点が重要であるとの指摘がなされる。

民主主義の基盤という論点に関しても、友愛原理の正当な位置づけ、あるいは友愛原理の再生が問題とされる。国家対個人という二極的な対立図式から国家・共同体・個人という三極的対立図式へと転換が図られるべきことが、内外の歴史的、思想的、社会哲学的諸著作の批判的検討を通じて、説得的に説かれる。とくに、家族という中間共同体をどこにどう位置づけるかということが、今なお家族の中での個の自律が弱い日本社会に特有の問題であることが指摘され、このこととの関係でヘーゲルおよび内外のヘーゲル研究が参照される。そこでは、市民社会は異質な二種類の構成員、つまり家族としての人と、家族をなしていないという意味で独立の人とを含む、とする中西洋の見解が肯定的に取り上げられる。

民主主義と法ないし法思想という論点に関しては、第一に、日本国憲法が前提とする人間像とはどのようなものかという背景の問題関心から、「人間の尊厳」と「個人の尊厳」との異同が内外の諸学説を参照しながら詳細に検討される。結論的には、西谷敏によって提案された「抽象的人間→具体的人間→両者を止揚した意味での抽象的人間」という人間像図式に賛同し、著者は、これに対応する、「人間の尊厳→個人の尊厳→両者を止揚した意味での人間の尊厳」という図式を提唱する。

民主主義と法ないし法思想にかかわる論点の第二として、著者は、司法改革と現代弁護士像を市民の立場からみるという

視角から、まず、弁護士の説明義務と依頼者の自己決定の問題を取り上げ、当事者の意向をよく理解し、当事者間の意思疎通の仲介者としての弁護士の役割を強調し、ついで、弁護士の役割に関する依頼者主権論をめぐる論争を取り上げ、その功罪を批判的に、あるいは共鳴しつつ検討する。この論争のいずれの側においても、いわゆる人権擁護闘争類型に属する事件における、集団としての性格を帯びた「市民」領域と個人としての性格を帯びた「民衆」領域の重なる領域、たとえば、支援団体による運動の一環としてなされたそのような裁判闘争における個人としての訴訟当事者の意向と団体の意向が微妙にずれたり変化したりする場面、が盲点となっていることが著者の実体験も交え、鋭く指摘されている。そこでは、当事者と団体および弁護士の間に立って、現場から離れている利点を生かして、冷静に客観的に支援やアドバイスをするコーディネーターとして、学者や研究者が一役買うことができるのではないかという提案がなされている。

民主主義と法ないし法思想にかかわる論点の三として、著者は、「法化」をめぐる内外の論議を検討し、近代化の徹底を近代主義の克服と現代化と一体のものとして把握するという立場から、その実現のための戦略として、紛争、労働関係、政治、本来法的に解決されるべきもの（たとえば基本的人権にかかわる問題）のすべての領域において、現代日本では法化が推進されるべきだとの見解を提出する。

本論文の主要テーマである民主主義の深化に直接かかわる市民社会の成熟という論点に関しては、「市民社会」には「ブルジョア社会」と「歴史貫通的で普遍的な社会」という二つの意味があり、前者は克服の対象であるが後者はそうではなく、むしろ課題であることを確認した上で、著者は、市民社会の構成員について、個人と集団の両方を構成員として想定し、その上で集団のあり方、集団の中での個人のあり方、さらに集団同士の関係如何という問題設定を採用すべきことを一貫して強調する。

なお、参考論文「現代民主主義と多数決原理」は、現代日本社会の民主主義をテーマとする主論文の理論的基礎の一部を形成するものであり、W・ケンダルの絶対的多数支配論とC・J・フリードリッヒの制限的多数支配論を中心に内外の学説、日本の現状も考慮しながら綿密に検討したものである。

## 論文審査の結果の要旨

本論文は、参考論文「現代民主主義と多数決原理」の続編として、そこで綿密に検討された「生活形態としての民主主義」というC・J・フリードリッヒの民主主義理解に共鳴しながら、日本の戦後民主主義、とくに1990年代以降のそれを主たる考察対象として、その変容と深化を、第一に民主主義と主体形成、第二に民主主義の基盤、第三に民主主義と法ないし法思想という三つの項目のもとに、スポーツ、労働組合、家族、市民運動、弁護士の制度と実践といった具体的諸場面に着目しつつ、正確に認識すると同時に、実践からの反作用も考慮に入れて、民主主義の定着および深化のための理論の構築をめざすものである。

本論文が多く民主主義論のなかで一際異彩を放っている点は、フランス革命以来、自由、平等とならぶ民主主義原理の1つとされつつも、いずれかという軽視され、あるいは曖昧な形で理解されてきたフラテルニテ（fraternité）の観念に注目し、それが「博愛」という訳語で示唆されるようなブルジョア的観念と、「友愛」という訳語で示唆されるような連帯的観念の両者を意味し、また意味してきたことを明らかにした上で、個人と中間共同体の関係、中間共同体相互の関係、また、個人と中間共同体と国家の関係という社会的・政治的諸関係のなかで、友愛原理が、生活形態としての民主主義の発展のために重要な役割を果たし得、また、果たすべきことを力説したところにある。その際、関連する歴史学的理論や種々の社会理論が参照検討されるのみならず、具体的現場での友愛原理の働き方が自己の実践も交えて分かりやすく説明されており、主張の説得力を高めている。

民主主義の基盤に関し著者が説く、国家対個人という二極的対立図式から国家・共同体・個人という三極的対立図式への転換の主張は、それ自体としては珍しいものではない。だが、それを前提としてなされる考察、すなわち、家族という中間共同体をどこにどう位置づけるか、また、それとの関連で、家族の一員としての個人、市民社会の一員としての個人、市民社会の一員としての中間共同体、これらをどう位置づけるかという問題に関する考察は注目に値する。問題の難しさもあって、明確な結論は示されていないものの、今後の政治哲学、法哲学、あるいは社会理論における民主主義論が検討すべき課題を提示したものとして高く評価すべきものである。

民主主義と法というテーマに関連して、著者は、弁護士の役割をめぐるわが国の最近の論争を取り上げ、いわゆる人権擁護闘争型事件において、集団としての性格を帯びた「市民」領域と個人としての性格を帯びた「民衆」領域の重なる領域——たとえば、支援団体による運動の一環としてなされたそのような裁判闘争における個人としての訴訟当事者の意向と団体の意向とが微妙にずれたり変化したりする場面——が、論争のいずれの側でも軽視されていることを著者の実体験も交え鋭く指摘している。現代型訴訟が支援団体を含む裁判闘争の形をとることが多い今日、実践上だけでなく理論上も傾聴に値する指摘である。

補論Ⅱ「恒藤恭の全体社会概念と市民社会論への示唆」は、カント、ヘーゲル、マルクス、デイルタイ等を参照しながら、恒藤恭の全体社会概念を解明しようとするものである。本論文全体のなかでは思弁性が最も高く難解なところもあるが、今後解明されるべき論点が示唆されており、日本法哲学史の上で注目すべき貴重な研究である。

最後に、本論文で採用されている三分法概念図式について触れれば、それには、「自由、平等、友愛」と「個人、共同体、国家」という2種類のものがあり、いずれも民主主義に関する大きな考察枠組として有効だと思われる。さらに著者は、この2つの図式の重なり合い、しかも微妙にずれた重なり合いという問題にも挑戦している。明瞭な結論に達しているわけではないが、理論的に興味深い論点が提示されており、社会理論上あるいは政治哲学・法哲学上大きな貢献であると判断する。

以上の理由から、本論文の学術的価値は高く、博士（法学）の学位を授与するにふさわしいものと認める。

なお、平成18年8月28日に調査委員三名が論文内容とそれに関連した試問を行った結果、合格と認めた。